

第 26 回

上富良野町農業委員会総会議事録

令和 4 年 8 月 1 2 日

上富良野町農業委員会

第26回 上富良野町農業委員会総会 議事録

1 日 時 令和4年8月12日（金） 午後1時30分から午後14時15分

2 場 所 JAふらの北エリア上富良野事務所 2階 役員会議室

3 出席委員 13名

席順	委員名	席順	委員名	席順	委員名
1	前田 満	2	對馬 徹	3	上田 修一
4	荒 仁	5	沼沢 春美	6	西木 晴彦
7	小川 光洋	8	島田 政志	9	谷本 嘉彦
10	北村 啓一	11	内田 透	12	佐藤 良二
13	井村 昭次				

4 欠席委員

--	--	--	--	--	--

5 遅参委員 なし

6 議事日程

- 日程第1 会議録署名委員の決定
- 日程第2 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について
- 日程第3 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 日程第4 議案第3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
(農業委員会等に関する法律第31条 議事参与の制限)
- 日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第5号 土地の現況証明書下付について

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷 隆樹	次長	吉澤 大輔	主事	瀬川 翔太
------	-------	----	-------	----	-------

8 会議の概要

開会（午後1時30分） （着席）

開会の宣言

事務局長 全員ご起立ください。「礼」ご着席ください。
只今より、第26回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を進めます。ただいまの出席委員は、13名であります。
定数に達しておりますので、これより第26回上富良野町農業委員会総会を開会いたします。
直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりでございます。
日程に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。事務局長。

事務局長 諸般の報告（別紙）

議 長 以上をもって諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名委員の決定は、会議規則第13条第2項により議長において、2
番 對馬 徹 君 3番 上田 修一 君 を指名いたします。

議 長 日程第2 議案第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について」の件を議題といたします。
議案第1号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第1号について、ご説明いたします。
農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借権の解約申出のあった次の件について、審議を求める。

令和4年8月12日提出 上富良野町農業委員会 会長 井村昭次

農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされ、賃貸借権の解約が成立しております。

1番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに畑、面積は1筆合計で6,991㎡です。土地の引き渡し時期は令和4年7月19日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は令和3年1月19日から令和7年11月30日まででした。

2番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計3筆。地目は公簿現況ともに畑、面積は3筆合計で32,665㎡です。土地の引き渡し時期は令和4年7月19日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は令和3年1月19日から令和7年11月30日まででした。

3番

貸主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、借主、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計5筆。地目は公簿が畑および山林で現況が畑、面積は5筆合計で65,747㎡です。土地の引き渡し時期は令和4年7月19日、内容は合意解約です。農地法第3条による賃貸借で、期間は令和3年9月8日から令和13年11月30日まででした。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。

議案第1号 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第1号 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第3 議案第2号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」の件
を議題といたします。
議案第2号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第2号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき、許可の可否について審議を求める。
令和4年8月12日提出 上富良野町農業委員会 会長 井村昭次

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。

審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

1 番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇会社さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計17筆。地目は公簿が田・畑・山林・雑種地、現況が田及び畑。面積は17筆合計で152,369㎡です。権利・移転設定の理由は使用貸借です。

2 番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇会社さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計7筆。地目は公簿現況ともに田及び面積は7筆合計で141,450㎡です。権利・移転設定の理由は使用貸借です。

3 番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇会社さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに畑、面積は1筆合計で6,991㎡です。権利・移転設定の理由は使用貸借です。

4 番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇会社さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計3筆。地目は公簿現況ともに畑、面積は3筆合計で32,665㎡です。権利・移転設定の理由は賃貸借です。

5 番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇会社さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計5筆。地目は公簿が畑および山林、現況が畑。面積は5筆合計で65,747㎡です。権利・移転設定の理由は賃貸借です。

6 番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇会社〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内、計1筆。地目は公簿現況ともに田、面積は1筆合計で5,156㎡です。権利・移転設定の理由は賃貸借です。

7 番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計23筆。地目は公簿が田・畑・原野、現況が田及び畑、面積は23筆合計で223,582.04㎡です。権利・移転設定の理由は賃貸借です。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第2号 1番から4番について、提案に関する補足説明を願います。
10番 北村 啓一 委員。

北村委員 10番 北村です。 議案第2号 1番から4番 について、補足説明いたします。

1番

出し手 ○○○○の○○○○さん

受け手 ○○○○の○○○○○○会社さん

所在地は、○○地区の○○○○沿い及び○○○○沿いとなります。

○○○○さんの再処分に伴い、○○○○○○会社さんへの使用貸借となりました。

2番

出し手 ○○○○の○○○○さん

受け手 ○○○○の○○○○○○会社さん

所在地は、○○地区の○○○○付近となります。

○○○○さんの法人化に伴い、○○○○○○会社さんへの使用貸借となりました。

3番

出し手 ○○○○の○○○○さん

受け手 ○○○○の○○○○○○会社さん

所在地は、○○地区の○○○○沿いとなります。

○○○○さんの再処分に伴い、○○○○○○会社さんへの賃貸借となりました。

4番

出し手 ○○○○の○○○○さん

受け手 ○○○○の○○○○○○会社さん

所在地は、○○地区の○○○○沿いとなります。

○○○○さんの再処分に伴い、○○○○○○会社さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 1番から4番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 1番 を採決いたします。

本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 2番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 3番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 4番を採決いたします。

本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号 5番について、提案に関する補足説明を願います。
9番 谷本 嘉彦 委員。

谷本委員 9番 谷本です。 議案第2号 5番 について、補足説明いたします。

出し手 ○○○○の○○○○さん

受け手 ○○○○の○○○○○○○会社さん

所在地は、○○地区の○○○○沿いとなります。

○○○○さんの再処分に伴い、○○○○○○○会社さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 5番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 5番 を採決いたします。

本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号 6番について、提案に関する補足説明を願います。
11番 内田 透 委員。

内田委員 11番 内田です。 議案第2号 6番 について、補足説明いたします。

出し手 ○○○○の○○○○さん
受け手 ○○○○の○○会社○○○○さん

所在地は、○○地区の○○○○及び○○○○沿いとなります。
○○さんの再処分に伴い、○○会社○○○○さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 6番 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 6番 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 議案第2号 7番について、提案に関する補足説明を願います。
10番 北村 啓一 委員。

北村委員 10番 北村です。 議案第2号 7番 について、補足説明いたします。

出し手 ○○○○の○○○○さん
受け手 ○○○○の○○○○さん

所在地は、○○地区の○○○○沿い、○○○○沿い、○○○○沿いとなります。
○○さんの離農に伴い、○○さんへの賃貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第2号 7番 について、これより質疑に入ります。

西木委員 ○○○○番○○の面積が○. ○○となっていますが、公簿上の面積が100分の1まで表示されているということがあまり見たことなかったんですが、決まりとかあるんでしょうか。

事務局 基本的には小数点以下については宅地の場合にしか出てきません。しかし、この土地に関しては登記の面積が○㎡と1桁だけ、こういったときには小数点以下2桁まで表

示されるようです。

議 長 ほかにありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第2号 7番 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第4 議案第3号 「農地法第3条第1項による許可申請について」の件を議題といたします。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限の規定により、〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を求めます。 (〇〇番 〇〇委員 退席)
議案第3号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第3号について、ご説明いたします。
農地法第3条第1項の規定による許可申請のあった次の件について、同条第2項の規定に基づき許可の可否について審議を求める。

令和4年8月12日提出 上富良野町農業委員会会長 井村 昭次

許可申請は、農地法第3条第2項各号の規定に該当しないため、許可の要件を満たしていると判断されます。
審議の資料として、農地法第3条調書をご覧ください。

8番

出し手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、受け手、〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇の内ほか、計7筆。地目は公簿現況ともに田及び畑、面積は7筆合計で5, 973㎡です。内容は使用貸借となりました。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第3号 について、提案に関する補足説明を願います。
11番 内田 透 委員。

内田委員 11番 内田です。 議案第3号 について、補足説明いたします。

出し手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
受け手 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。
所在地は、〇〇地区の〇〇〇〇沿いとなります。
〇〇さんの再処分に伴い、〇〇〇〇さんへの使用貸借となりました。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
議案第3号 について、これより質疑に入ります。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第3号 を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

〇〇番 〇〇〇〇委員の退席を解きます。(〇〇番 〇〇委員着席)

議 長 日程第5 議案第4号 「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題といたします。
議案第4号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第4号について、ご説明いたします。
農地法第5条の規定による許可申請のあった、次の件について審議を求める。
令和4年8月12日提出 上富良野町農業委員会会長 井村 昭次

許可申請は、第3種農地区域内での一般住宅を建設する転用であります。
審議の資料として、農地法第5条調書をご覧ください。

1番
土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、転用者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿現況ともに畑、面積は1筆合計で326㎡です。契約内容は売買で、転用目的は一般住宅の建設。計画内容は住宅72㎡、物置3㎡、カーポート18㎡、花壇50㎡、通路183㎡です。土地利用区分は第3種農地、工期は許可の日から令和4年12月31日までです。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第4号 について、提案に関する補足説明をお願いします。
10番 北村 啓一 委員。

北村委員 10番 北村です。議案第4号 について、補足説明いたします。

所有者 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
転用者 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん
所在地は、〇〇〇〇の〇〇〇〇沿いになります。

都市計画法の住居専用地域に指定されている場所に住宅と日常生活に必要な施設の建設であり、建設用地は売買となります。転用計画に問題はないと考えます。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。
議案第4号 について、これより質疑に入ります。

「なしの声あり」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

これより、議案第4号 を採決いたします。
本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第6 議案第5号「土地の現況証明書下付について」の件を議題といたします。
議案第5号を、事務局が説明いたします。事務局。

事務局 議案第5号について、ご説明いたします。
北海道農地法関係事務処理要領及び上富良野町農業委員会土地の現況証明事務取扱要領の規定に基づき、次の件について証明書を下付したく審議を求める。
令和4年8月12日提出 上富良野町農業委員会 会長 井村 昭次

審議資料として、現地調査表を添付してございます。

1 番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、申請者は土地所有者と同じです。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇ほか、計2筆。地目は公簿山林、現況が農地・採草放牧地。面積は2筆合計で73,118㎡です。
土地利用経過の聴取内容として、令和4年5月11日から林地開発行為によって農地の造成を行い、令和4年6月28日に完了した土地であります。農地への編入のため、証明をお願いしたいとのことです。
佐藤委員、沼沢委員、内田委員、事務局次長と事務局員で令和4年7月19日に現地調査を行っています。

2 番

土地の所有者は〇〇〇〇の〇〇〇〇さん、申請者は土地所有者と同じです。土地の所在は上富良野町〇〇〇〇番〇〇、計1筆。地目は公簿が宅地及び畑、現況が農地・採草放牧地及び農地・採草放牧地以外です。面積は1筆合計で1,125㎡です。
土地利用経過の聴取内容として、〇〇〇〇番〇〇は現所有者が取得した当時は豚舎及びそのおがくず倉庫であり、取得した平成8年月日不詳に取り壊し、以降農地として利用しています。〇〇〇〇番〇〇は離農に伴う農地の処分の際し、土地の境界を確認したところ、宅地として利用していた部分（主に通路）が農地へとはみ出していたことから、土地の整理のために現況証明を行いたい。なお、住宅は平成8年に現所有者が取得しました。
佐藤委員、沼沢委員、前田委員、事務局次長と事務局員で令和4年7月28日に現地調査を行っています。

議 長 これをもって提案理由の説明を終わります。
議案第5号 1番、2番 について、提案に関する補足説明をお願いします。
12番 佐藤 良二 委員。

佐藤代理 12番 佐藤です。 議案第5号 1番、2番について、補足説明いたします。

1 番

7月19日に 沼沢委員、内田委員とともに現地調査を行いました。

所有者は 〇〇〇〇の〇〇〇〇さん。

所在地は 〇〇地区の〇〇〇〇沿いになります。

土地の経過については、事務局の説明とおりです。

公簿上は山林ですが、農地・採草放牧地とすることが適当と判断されます。

2番

7月28日に 沼沢委員、前田委員とともに現地調査を行いました。

所有者は ○○○○の○○○○さん。

所在地は ○○地区の○○○○沿いになります。

土地の経過については、事務局の説明とおりです。

公簿上の宅地は農地・採草放牧地として、田は農地・採草放牧地以外とすることが適当と判断されます。

慎重審議をよろしくお願いします。

議 長 これをもって提案に関する補足説明を終わります。

議案第5号 1番、2番について、これより質疑に入ります。

對馬委員 ○○○○番○○がもともと宅地で、農地・採草放牧地が妥当だということですね。経緯なんでしたっけ。

事務局 豚舎及びおがくず倉庫です。

對馬委員 幼少期から（地域のことを）見ていたけれど、昔は埋め立てている。壊したものを埋めている。40年くらい前だと思うが、そういう経緯がある中で、ここを農地にして売却して農業委員会に問題はないのか。もしかしたら埋まっていないかもしれない。けれど、流れで言うとそういう流れが非常に多かった。

谷本委員 腐っていないか。

對馬委員 腐っているかもしれない。不安要素があるので。埋めているところを見たわけではないが、当時の養豚業の廃業の流れで言うとそういう経緯が非常に多かったので、ちょっと懸念される部分かなと思ったので質問しました。しっかりした建物（豚舎）は道路側だったと思う。裏の方はあまり記憶にないが。今まで農地として利用していて、何も出ていなかったならそれはそれでと思うが、ちょっと懸念材料はあるのかなと。

上田委員 現況、○○さんが何年間も畑として使っているのでしょうか。そうであれば現況、今の段階で畑にしてもらいたいということなら問題はないんじゃないか。

佐藤代理 畑の上物だけですね、農業委員会が見るのは。もしそこに暗渠なり整備して、出てきたものに関してはちょっと、という。前にも前例ありましたよね。

事務局 そうです。

佐藤代理 補足説明です。ここ、結構重粘土なんです。○○さんは毎年サブソイラーを4～50cmくらいいれて、プラウもかけて起こしていましたが、毎年同じように作っていました。心配は多少少ないかなと思われま。

議 長 他にありませんか。

「なし」の声あり

なければ、これをもって質疑を終了いたします。

議 長 これより、議案第5号 1番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 2番を採決いたします。本件は、原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

本日の日程は、全て終了いたしました。

第26回上富良野町農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長 全員ご起立ください。礼。

以上、議案5件の審議を終了し議長が閉会を宣言する。

午後2時15分

上記第26回農業委員会総会の顛末に相違ないことを証するため署名する。

令和4年8月12日

上富良野町農業委員会長 _____

上富良野町農業委員 _____

上富良野町農業委員 _____